

公 示

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した船舶（以下、「船舶」という。）を同法第75条第4項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和2年3月17日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 船舶の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、形状及び数量	放置されていた場所	除却した日時
船舶 1隻	宇佐市大字乙女新田の二級河川山城川河口（右岸）の河川区域内	令和2年3月16日午後1時40分

2 船舶の保管を始めた日時

令和2年3月16日午後2時15分

3 船舶の保管場所

宇佐市大字法鏡寺235-1 大分県宇佐総合庁舎内

4 保管した船舶の返還

(1) 返還期限

令和2年9月18日。ただし、令和2年6月18日までに返還の申出がない場合には、船舶を売却してその代金を保管し、又は船舶を廃棄することがある。

(2) 返還の申出及び問合せ先

宇佐市大字法鏡寺235-1 大分県宇佐土木事務所建設・保全課

電話 0978-32-1300

(3) 費用負担

船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者、その他当該措置を命ずべき者の負担とする。

担当：

宇佐土木事務所 建設・保全課

管理班 放置艇対策担当

電話 0978-32-1300